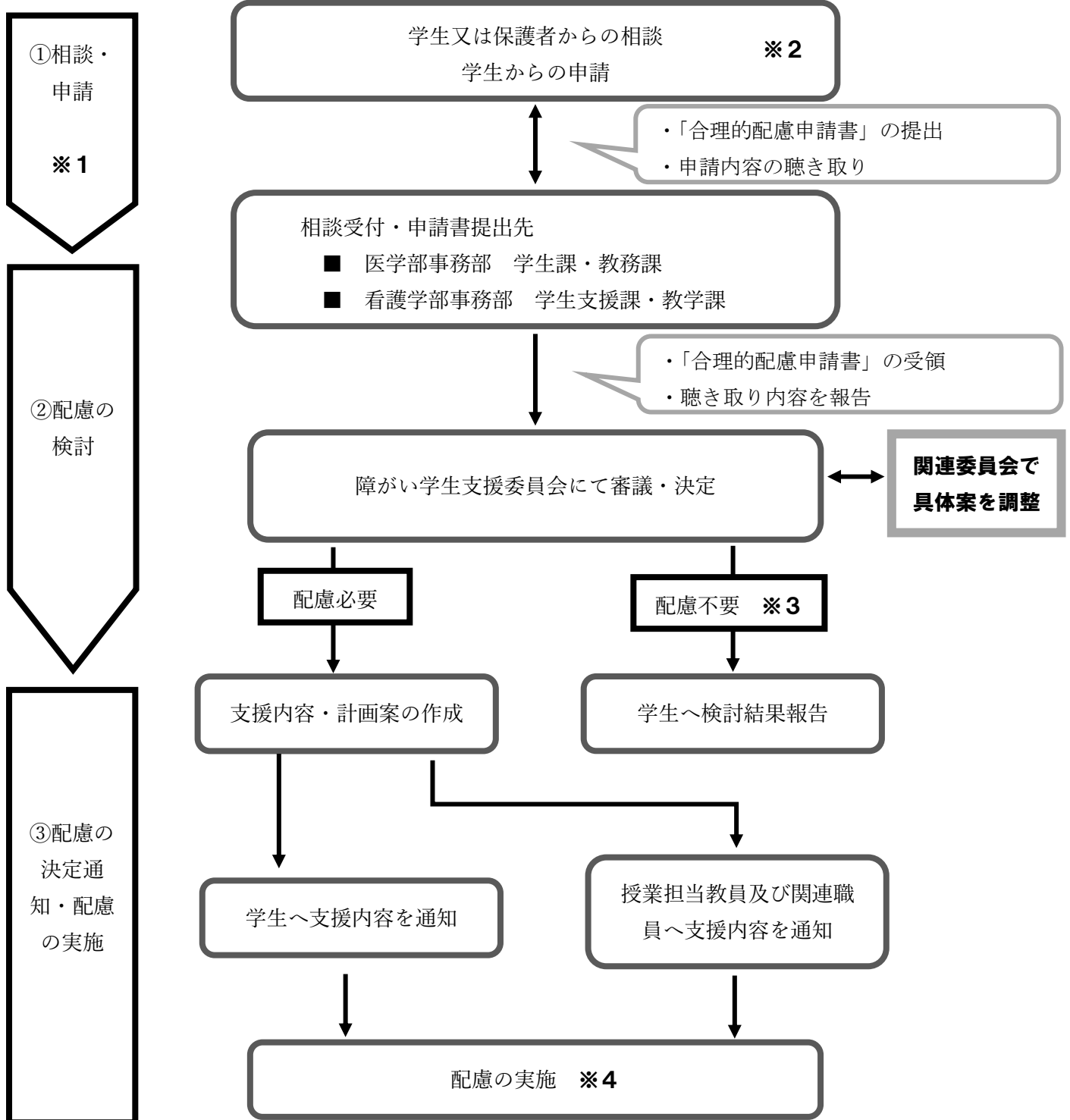


合理的配慮の提供に関する手続きフロー

2025 年 1 月 1 日現在



- ※1 診断書が発行されない又は一時的な症状のものは、講座等の判断で配慮を提供することができる。
- ※2 相談及び申請がない場合は、講座等の判断で配慮を提供することができる。
- ※3 「配慮不要」と決定したが、授業の進行や内容等によって配慮が必要となる場合は、講座等の判断で配慮を提供することができる。
- ※4 「配慮必要」とされ学生への支援内容が決定されたが、授業の進行や授業内容等によって支援の提供が難しい場合、学生の合意のもと、講座等の判断で配慮の提供方法を変更できる。